

基準 19-2 条例区域から除外となる浸水想定区域内の 既存建築物

申請地が「前橋市市街化調整区域に係る開発行為の許可の基準に関する条例」第3条第3項第7号にて定められた区域※1に該当する場合は、次の要件に適合すること。

(1) 安全上及び避難上の対策として、建築計画等において居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により、当該地内における想定浸水深（10cm単位として、10cm申請未満の値は切上げて適用）以上の高さに居室の床面が設けられるよう、対策を施すこと。

なお、当該建築物の構造等により、安全上及び避難上の対策が困難と認められる場合は、申請地から市防災計画により定められた避難場所へ確実な避難の実施を担保とする避難計画が確認できること。

(2) 申請地から市防災計画により定められた避難場所への避難計画が確認できること。

(3) 上記に加え、前橋市市街化調整区域に係る開発行為の許可の基準に関する条例第3条第3項第7号の規定を除き適合していること。

※1 水防法第15条第1項第4号の浸水想定区域のうち、土地利用の動向、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を勘案して、洪水又は雨水出水が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域として想定浸水深3m以上の区域。

本基準は、令和4年4月1日から施行する。